



平成22年9月27日

日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓 殿

22.9.27

收受

22.9.27

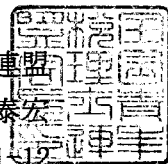
日本税理士会連合会

全国青年税理士連盟
会長 片山 泰宏

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401号

電話 03-3354-4162



『社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ』 に対する意見募集への対応」に対する意見

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、9月15日付け貴会発行「税理士界」に、『社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会中間取りまとめ』に対する意見募集への対応』について報告が掲載されておりますが、その対応は、当連盟の考える今回の番号制度に関する意見募集への対応と比しても問題があると考えることから、次のとおり意見を述べさせていただきます。

今回のパブリックコメントは、新たな番号制度の導入を前提とし、限定された選択肢のみを選択させるものであることから、このパブリックコメント自体が誘導的であり、国民からの意見収集プロセスに重大な瑕疵があるものと考えます。本来は、まず最初に「番号制度を導入することの是非」といった最も根本的な問題に関するパブリックコメントを実施すべきであります。

また、国民が正しい判断を下せるよう説明責任を十分に果たすべきであります。現状ではこの番号制度が本当に社会保障の充実につながっていくのか否かについても国民の理解が深まっていません。にもかかわらず、このような恣意的なパブリックコメントの実施により拙速・強引に新たな番号制度の導入を進めることは非常に危険であり許されるものではありません。

よって設問のいずれについても選択できる選択肢はなく、これらの設問の結論は「番号制度を導入することの是非」を議論していくうえで、自然と導かれるものであります。

以上のような理由から、当連盟では、別添1のとおり今回のパブリックコメントに対応をいたしました。又同時に、今回のパブリックコメントの実施に関し、別添2のとおり内閣官房国家戦略室宛に要望書を提出いたしました。

つきましては、貴会におかれましても国民に信頼される税理士制度、租税制度の確立のため、番号制度について適切なる対応を望むものであります。

以上

「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」

意見提出様式

団体名 全国青年税理士連盟

担当者名 法対策部長 池田 充

職業 性別

所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12-401

電話番号 03-3354-4162

1. 選択肢 I 「利用範囲をどうするか」

※①～④のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、
記載してください。



- ① A案 (ドイツ型：税務分野のみで利用)
- ② B-1案 (アメリカ型：税務分野、社会保障は現金給付分野のみに利用)
- ③ B-2案 (アメリカ型：税務分野、社会保障は現金給付分野に加え、社会保障情報サービスにも利用)
- ④ C案 (スウェーデン型：幅広い行政分野で利用)

【選択できない理由】

新たな番号制度の導入を前提とし、限定された選択肢のみを選択させるこのパブリックコメント自体が誘導的であり、国民からの意見収集プロセスに重大な瑕疵がある。本来はまず最初に「番号制度を導入することの是非」といった最も根本的な問題に関するパブリックコメントを実施すべきである。

また、国民が正しい判断を下せるよう説明責任を十分に果たすべきである。現状ではこの番号制度が本当に社会保障の充実につながっていくのか否かについても国民の理解が深まっていない。にもかかわらずこのような恣意的なパブリックコメントの実施により拙速・強引に新たな番号制度の導入を進めることは非常に危険であり許されない。


よって上記設問はもちろん、次問以降の設問のいずれについても選択できる選択肢はない。これらの設問の結論は「番号制度を導入することの是非」を議論していくうえで、自然と導かれるものである。

以上のとおり、今回のパブリックコメントには議論誘導を感じる。

いまからでも遅くはないので、国民への説明責任を全うした上で「そもそも『社会保障・税に関わる番号制度』の新たな導入が必要と思うか」という設問(理由も付記できるよう)を加え、パブリックコメントを取り直すべきである。また、その前提として、国民の理解を深めるため、メディアによる積極的な広報や公聴会なども実施し、広く国民の声を聞いた上で「番号制度を導入することの是非」についての議論を尽くすべきである。

2. 選択肢Ⅱ 「制度設計をどうするか」

【番号に何をを使うか】


※①～③のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、
記載してください。 → 

- ① 基礎年金番号
- ② 住民票コード
- ③ 新たな番号

【番号制度に利用する番号についての意見】

上記【選択できない理由】に記載のとおり、現時点の議論の高まりの中で判断できるものではない。

【情報管理をどうするか】

※①・②のうち最も望ましいと考える選択肢番号を1つのみ選択し、
記載してください。 → 

- ① 一元管理方式（各分野の番号を一本に統一し、情報を一元的・集中的に管理）
- ② 分散管理方式（情報を各分野で分散管理し、中継データベースを通じて、
共通番号を活用して連携）

【情報管理についての意見】

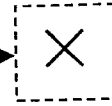
上記【選択できない理由】に記載のとおり、現時点の議論の高まりの中で判断できるものではない。

※次頁に続きます。

3. 選択肢Ⅲ 「保護の徹底をどうするか」

(複数回答可)

※①～③のうち望ましいと考える選択肢番号を選択し、
記載してください。



- ① 国民自らが情報活用をコントロールできる
- ② 「偽造」「なりすまし」等の不正行為を防ぐ
- ③ 「目的外利用」を防ぐ

【保護の徹底に関する意見】

本設問は「番号制度を導入することの是非」を議論するための重要な論点となるので、この点にのみ意見を申し述べるものである。

上記①②③ともに「望ましい」というレベルの話ではなく「絶対に確保しなければならない」レベルの話であり、設問の趣旨が理解できない。

さらに言えば言葉の定義があいまいで問題がある。例えば①の「コントロール」という言葉は、国民一人一人が自らの番号を利用する、しないといった選択が自由にできることを言うのか、単に収集された情報の内容を確認ないし訂正できる程度にとどまるのか、といった具体的な内容が明らかではなく、どう評価して良いのか判断に迷う。②の不正利用防止と③の目的外使用の違いもわかりにくい。②は技術的な面に対応できるもの、③は人間倫理的な面での対応によらざるを得ないもの、といった違いはあれ、悪意者によるデータの利用は全て不正利用であり、ハード面、ソフト面ともに不正利用防止策を講ずるべきであるのは当然の話である。

御意見ありがとうございました

(別添 2)

平成 22 年 8 月 16 日

内閣官房国家戦略室 御中

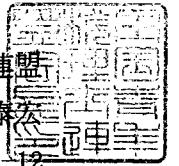
全国青年税理士連盟

会長 片山 泰次

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号

電話 03-3354-4162



「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」
に対するパブリックコメントの実施に対する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、青年税理士約 3,000 名により組織されている団体であり、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、平成 22 年 7 月 16 日付で貴室から表題のパブリックコメントが公示され「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」に対する意見を募集されておりますが、この意見募集に関しては内容及び回答形式につき後述の問題点があり、国民からの意見収集プロセスとしては重大な瑕疵があるものと言わざるを得ません。

社会保障・税に関わる番号制度の本質は、国民の間で従来から根強い反対論が存在する「納税者番号制度」や「国民総背番号制度」に「社会保障など給付のための番号制度」であるという名目を付加しただけのものであるとも考えられています。また、この番号制度の導入が本当に社会保障の充実につながっていくのか否かについても国民の理解は未だ深まっておりません。

にもかかわらず「社会保障目的」であることを強調し、これまでの議論において指摘されている問題点などを十分確認検証せず、導入ありきの誘導的な議論と形だけの意見募集といった拙速な手続で番号制度の導入を実施することは非常に危険であり、かつ、「納税者の立場に立って『公平・透明・納得』の三原則を税制のあり方を考える際に常に基本」とするという政府の方針とも相反するものであります。

そこで当連盟としては、納税者の権利擁護の観点からこの度のパブリックコメントに強く抗議するとともに、国民からの意見収集プロセスの適正化をはかるため、下記のとおり要望するものであります。

(問題点)

1. 意見募集の内容について

今回のパブリックコメントは社会保障・税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）の導入を前提として実施されている。しかし、本来はまず最初に「番号制度を導入することの是非」といった最も根本的な問題に関するパブリックコメントを実施すべきであり、かつ、国民が正しい判断を下せるよう説明責任を十分に果たすべきである。これらのプロセスを省略して拙速に番号制度の導入を進めることは、主権者たる納税者の存在及び権利を軽視するものであり、許されない。

2. 意見募集の回答形式について

番号制度の導入を前提とし、限定された選択肢のみを選択させ、その選択理由を述べさせるという回答形式をとっているため非常に誘導的である。また、選択理由の内容いかににかかわらず統計的に選択結果を集計し何らかの説明根拠に利用することが想定されることから、世論の誘導に使われる可能性も危惧される。これらは、国民から広く自由に意見を収集しこれを政策に反映させることを目的とするパブリックコメント制度の趣旨に反するものであると言わざるを得ない。

(要望事項)

1. 国民からの意見を積極的に募集し、かつ、真摯に受け止め政策に反映させること

パブリックコメントは請願権などと同様、主権者たる国民が政府や行政機関等に直接はたらきかける機会を保障・提供する制度であり、国民が政治に直接参加するための手段であるということもできる。従って、ガス抜きや世論誘導のための恣意的な意見募集ではなく、施策や法案に国民の声を積極的に反映させるための実のある意見収集に徹するべきである。

2. 国民への説明責任を果たすこと

意見募集の際には、世論誘導などのための恣意的な情報提供ではなく、真に国民への説明責任を果たすための十分な議論を行った上でその情報開示を行い、国民が自ら正しい判断を導き出せるよう、公正な情報提供に徹するべきである。社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会の議事に関しては議事要旨しか公開されていないが、当然に議事録まで公開すべきである。

具体的には、①「番号制度を導入することの是非」についての国民的な議論を行うこと ②国民の理解を深めるためにパブリックコメントだけでなくメディアによる積極的な広報や公聴会なども実施し、広く国民の声を聞くこと ③指摘されている問題点や疑問点について国民への説明責任を果たすこと ④その上で「番号制度を導入することの是非」についてのパブリックコメントを取り直すこと、を要望する。

以上